

職員数の推移(平成17年10月1日～平成29年10月1日)

委員会配付資料

(単位:人)

	市長部局等			交通局	水道局	病院局	学校園	合計
	うち区役所		うち東住吉区					
平成17年10月1日	32,716	6,111	304	7,901	2,296	0	4,695	47,608
平成20年10月1日	27,728	5,073	259	7,180	1,981	0	4,259	41,148
平成23年10月1日	23,423	4,814	244	6,796	1,782	1,926	3,972	37,899
平成24年10月1日	22,677	4,691	236	6,408	1,694	1,943	3,849	36,571
平成25年10月1日	21,858	4,640	234	6,119	1,610	1,889	3,739	35,215
平成26年10月1日	21,822	4,620	234	5,986	1,565	0	3,498	32,871
平成27年10月1日	20,912	4,597	231	5,889	1,520	0	3,433	31,754
平成28年10月1日	20,584	4,571	232	5,809	1,463	0	3,312	31,168
平成29年10月1日	19,781	4,548	232	5,696	1,379	0	(注1)14,342	(注1) 41,198

(注1) 府費負担教職員の府から市への移管による増(約11,000人)を含む。

- ※ 市長部局等とは、市長部局、行政委員会等の事務局(教育委員会事務局、行政委員会事務局等)、市会事務局、消防局をいう。
- ※ 派遣職員を含む。
- ※ 任期付職員(4条・育休)を除く。ただし、H24以前については、併せて特定任期付職員等を除く。
- ※ 大阪府市大都市局、副首都推進局、IR推進局の大阪府職員を除く。

9/21 江川 繁 委員 配付資料

①

市設建築物等にかかるコンクリートブロック塀等の状況一覧

	箇所数	(単位:m)			(単位:千円)			
		延長(m)	①	②	想定経費	30年度	31年度	
区役所庁舎	9	152.75	0	47.20	105.55	14,606	7,009	7,597
区役所附設会館	6	444.27	0	312.00	132.27	41,885	28,910	12,975
地域集会施設	22	929.01	44.50	199.40	685.11	67,759	21,323	46,436
その他(男女共同参画センター等)	4	252.00	53.00	93.00	106.00	12,171	8,271	3,900
合計	41	1,778.03	97.50	651.60	1,028.93	136,421	65,513	70,908

	対象	財産名称	住所	人の通行に面するもの	高さ (地盤面から)	厚さ	控え壁の有無	基礎の有無
建物	1)	男女共同参画センター東部館	城東区嶋野西2-1-21	53.0m	1.78m	3.0cm	無し	有り
建物	①	もと市民交流センターよどがわ	淀川区加島1-58-8	37.0m	2.7m	15.0cm	有り	有り
建物	①	男女共同参画センター西部館	此花区西九条6-1-20	56.0m	2.89m	12.0cm	有り	有り
建物	②	男女共同参画センター東部館	城東区嶋野西2-1-21	106.0m	1.43m	15.0cm	無し	有り
建物	①	大淀地域集会所	北区大淀中3-12-8	21.4m	1.8m	15.0cm	無し	有り
建物	②	菅北集会所	北区池田町1-50	4.0m	1.85m	15.0cm	無し	
建物	②	豊崎地域集会所	北区豊崎4-7-1	19.0m	1.5m	12.0cm	無し	
建物	②	堂島地域集会所	北区堂島2-2-26	70.0m	2.0m	15.0cm	有り	
建物	②	都島区民センター	都島区中野町2-16-25	44.24m	2.2m	10cm以上	有り	無し
建物	②	吉野コミュニティセンター	福島区吉野4-3-21	44.0m	1.8m	10.0cm	有り	不明
建物	②	西島集会所	此花区西島1-15-1	36.4m	1.03m	10.0cm	有り	不明
建物	②	梅香連合集会所	此花区梅香2-1-4	131.6m	2.1m	15.0cm	有り	不明
建物	②	此花区役所	此花区春日出北1-8-4	12.3m	2.1m	15.0cm	無し	有り
建物	②	西区民センター	西区北堀江4-2-7	27.43m	1.99m	15.8cm	無し	
建物	1)	南市岡会館	港区南市岡2-7-18	3.5m	2.1m	15.5cm	無し	有り
建物	①	大国集会所	浪速区大国3-10-22	50.0m	2.6m	10.0cm	無し	不明
建物	①	浪速区民センター	浪速区稲荷2-4-3	120.0m	2.5m	10.0cm	有り	不明
建物	②	大和田福祉会館	西淀川区大和田4-6-14	32.0m	2.2m	15.0cm	無し	有り
建物	①	東淡路会館	東淀川区東淡路2-4-23	20.0m	1.1m	10.0cm	無し	有り
建物	②	東成区民センター	東成区大今里西3-2-17	51.0m	2.3m	15cm以上	有り	有り
建物	①	旭区役所	旭区大宮1-1-17	47.20m	2.1m	10cm以下	有り	無し
建物	②	旭区役所	旭区大宮1-1-17	8.00m	2.04m	10cm以下	有り	無し
建物	②	旭区役所	旭区大宮1-1-17	0.70m	1.53m	10cm以下	有り	無し
建物	②	旭区役所	旭区大宮1-1-17	43.20m		10cm以下		無し
建物	②	旭区役所	旭区大宮1-1-17	2.0m	1.28m	10cm以下	無し	無し
建物	②	旭区保健福祉センター分館	旭区森小路2-5-26	7.70m	1.63m	15cm以上	有り	無し
建物	②	城東福祉会館	城東区嶋野東3-13-6	50.0m	2.27m	10~15cm	有り	不明
建物	②	阿倍野区民センター	阿倍野区阿倍野筋4-19-118	9.6m	2.2m	15cm以下	無し	無し
建物	②	住之江区役所	住之江区御崎3-1-17	7.0m	1.9m	15.0cm	無し	有り
建物	②	北島会館	住之江区北島3-17-11	19.25m	2.0m	15.0cm	無し	有り
建物	②	加賀屋北会館	住之江区北加賀屋5-6-46	2.86m	1.6m	15.0cm	無し	有り
建物	①	東住吉会館	東住吉区東田辺2-11-28	192.0m	2.3m	12.0cm	有り	有り
建物	①	田辺中央会館	東住吉区田辺2-11-8	108.0m	1.4m	18.0cm	無し	有り
建物	②	桑津会館	東住吉区桑津5-14-21	43.0m	2.1m	20.0cm	有り	有り
建物	②	枯木南会館	東住吉区矢田7-6-36	7.0m	0.8m	10.0cm	無し	無し
建物	②	北田辺文化会館	東住吉区山坂1-4-3	202.0m	1.3m	12cm	無し	有り
建物	②	田辺会館	東住吉区田辺6-1-27	20.0m	2.0m	10.0cm	有り	有り
建物	1)	玉出西公園会館	西成区玉出西1-8-19	19.0m	1.4m	10.0cm	無し	無し
建物	1)	玉出西公園会館	西成区玉出西1-8-19	22.0m	2.0m	10.0cm	有り	有り
建物	②	岸里会館	西成区岸里3-4-9	4.0m	1.6m	15.0cm	無し	無し
建物	②	西成区保健福祉センター分館	西成区太子1-15-17	24.65m	1.7m	10.0cm	有り	有り

市有ブロック塀等の安全対策に関する取組方針

大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊の被害を踏まえ、本市所管の建築物（一般施設・学校施設・市営住宅・特別会計施設）の敷地、公園や未利用地等に設置されている既存ブロック塀等について、本対策方針に基づき、早急な安全対策を推進する。

■対策の対象とするブロック塀等

市設建築物の敷地及び公園や未利用地等に設置されている高さ80cm以上のブロック塀、万年塀、石積塀、れんが塀など

■市有ブロック塀等の現況

総延長：約140km 約3,000箇所

■震災後の対策状況（平成30年7月末現在）

直ちに対応が必要なブロック塀等について、安全確保や応急措置を実施済。

〔安全確保〕・撤去	4カ所
〔応急措置〕・部分補修、部分撤去	27カ所
・倒壊防止	2カ所
・立入禁止措置	20カ所

■対策方針

市設建築物の敷地及び公園や未利用地等に設置されているブロック塀等については、建築基準法の適合状況や設置場所、劣化の状態等を勘案したうえで、原則撤去し、必要に応じてフェンス等の整備を行う。

■対策の進め方

対策（1）：既に部分補修や立入禁止などの応急的な措置を行っているものについて、速やかに当該ブロック塀等を撤去する。

対策（2）：道路や敷地内通路など人の通行等がある部分に面するブロック塀等について原則、①・②の順を基本としてできる限り早期に着手し撤去する。

- ① 建築基準法の現行の仕様規定によらないもので、劣化（ひび割れ・発錆等）や破損が見られるもの
 - ② 建築基準法の現行の仕様規定に適合しているもので、劣化（ひび割れ・発錆等）や破損が見られるもの
- また、建築基準法の現行の仕様規定によらないもの

対策（3）：（1）及び（2）以外のブロック塀等については、計画的な安全対策又は予防保全による維持管理を実施する。

※ただし、各施設・敷地で別途工事計画があるものや、処分予定となっている土地・建物などについては、上記の優先順位をふまえつつ、その状況に応じて、効率性を勘案しながら、必要な安全対策を進めるものとする。

（平成 30 年 8 月 24 日時点集計）

	応急措置を行ったもの	人の通行等あり (道路・通路等)		左記以外 (隣地沿い等)	
		現行の仕様規定によらないもの	左記以外	現行の仕様規定によらないもの	左記以外
・劣化あり ・破損あり 等	(1) 約 4 km	(2)-① 約 27 km※	(2)-② 約 10 km	(3) 計画的な安全対策 約 16 km	(3) 計画的な安全対策 約 2 km
上記以外		(2)-② 約 15 km	(3) 予防保全 約 45 km	(3) 計画的な安全対策 約 6 km	(3) 予防保全 約 15 km
合計		約 140 km			

※高さが 2.2m を超えている場合は劣化や破損が見られなくても (2)-① に含む。

■対策スケジュール

各対策については、原則、以下のスケジュールで実施する。

対策（1）：速やかに着手し、今年度中に対策を完了する。

対策（2）：原則、①・②の順を基本としてできる限り早期に着手し、2019年度末までに対策を完了することをめざす。

対策（3）：該当するブロック塀等のうち、計画的な安全対策を講じるものについては概ね5年を目途に対策の完了をめざす。その他のブロック塀等については、予防保全により適切に維持管理し、経年を考慮して対策を行うものとする。